

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間  
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、どのようにしなければならないか。電波法（第17条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 2 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 あらかじめ総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。
- 4 適宜工事を行い、工事完了後総務大臣に届け出なければならない。

[2] 次の記述は、免許状の訂正等について述べたものである。電波法（第21条）及び無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、、訂正を受けなければならない。
- ② 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下③及び④において同じ。）に対し、事由及び訂正すべき個所を付して、その旨を申請するものとする。
- ③ ②の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ④ 総務大臣又は総合通信局長は、②の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- ⑤ 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく  ならない。

**A**

- 1 速やかに総務大臣に報告し
- 2 速やかに総務大臣に報告し
- 3 その免許状を総務大臣に提出し
- 4 その免許状を総務大臣に提出し

**B**

- 1 旧免許状を返さなければ
- 2 旧免許状を廃棄しなければ
- 3 旧免許状を廃棄しなければ
- 4 旧免許状を返さなければ

[3] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力100ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 2 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 3 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 4 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。（注）

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

[4] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の **A** からの許容することができる最大の偏差をいい、 **B** で表わす。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の **C** に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 **C** の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

	A	B	C
1	特性周波数の割当周波数	100万分率	0.5パーセント
2	特性周波数の割当周波数	100万分率又はヘルツ	0.1パーセント
3	特性周波数の基準周波数	100万分率又はヘルツ	0.5パーセント
4	特性周波数の基準周波数	100万分率	0.1パーセント

[5] 次の記述のうち、高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設に関する条件に適合するものはどれか。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、2.5メートルに満たない高さの部分が人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 3 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令（通商産業省令第61号）の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

[6] 次の記述のうち、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者の行うことができる無線設備の操作に該当するものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 陸上の無線局の空中線電力250ワット以下の無線設備で30MHz以下の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 2 陸上の無線局の空中線電力1キロワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で25,010kHz以上の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 3 超短波放送を行う基幹放送局の空中線電力500ワット以下の無線設備の技術操作
- 4 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30MHz以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

[7] 無線通信(注)の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法(第59条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第2項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 無線通信の業務に従事する何人も特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。

[8] 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則(第10条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、できる限り  。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の  、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、 しなければならない。

A	B	C
1 略語を使用しなければならない	無線設備の設置場所を付して	直ちに訂正
2 略語を使用しなければならない	識別信号を付して	通報の送信終了後に一括して訂正
3 簡潔でなければならない	識別信号を付して	直ちに訂正
4 簡潔でなければならない	無線設備の設置場所を付して	通報の送信終了後に一括して訂正

[9] 次の記述は、無線局の検査及びその検査の結果について指示を受けたときの措置について述べたものである。電波法(第73条)及び電波法施行規則(第39条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等(注1)を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。  
注1 無線設備、無線従事者(主任無線従事者の要件を含む。)の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。
- ② 免許人等(注2)は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を  しなければならない。  
注2 免許人又は登録人をいう。

A	B
1 総務省令で定める時期ごと	無線局検査結果通知書の余白に記載
2 総務省令で定める時期ごと	総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告
3 毎年1回	総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告
4 毎年1回	無線局検査結果通知書の余白に記載

[10] 次の記述のうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許証を失ったとき。
- 2 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 3 正当な理由がないのに無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 4 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

[11] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が  A 場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を  B に  C ことができる。

- | A                                | B               | C         |
|----------------------------------|-----------------|-----------|
| 1 発生し、又は発生する虞 <sup>おそれ</sup> がある | 電気通信業務の用に供する無線局 | 行うことを要請する |
| 2 発生し、又は発生する虞 <sup>おそれ</sup> がある | 無線局             | 行わせる      |
| 3 発生した                           | 電気通信業務の用に供する無線局 | 行わせる      |
| 4 発生した                           | 無線局             | 行うことを要請する |

[12] 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。以下②において同じ。）は、その無線局を  A ときは、その旨を総務大臣に  B 。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C 以内にその免許状を返納しなければならない。

- | A      | B           | C   |
|--------|-------------|-----|
| 1 廃止した | 届け出なければならない | 3箇月 |
| 2 廃止した | 申請しなければならない | 1箇月 |
| 3 廃止する | 届け出なければならない | 1箇月 |
| 4 廃止する | 申請しなければならない | 3箇月 |